

愛川町監査委員公表第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和3年11月30日

愛川町監査委員 小林 晴 男

愛川町監査委員 佐藤 り え

1 監査の種類

財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項による監査）

2 監査の実施日

令和3年11月26日

3 監査対象課等

民生部福祉支援課、社会福祉法人 愛川町社会福祉協議会

4 監査の範囲等

民生部福祉支援課における平成30年度から令和3年度の社会福祉法人 愛川町社会福祉協議会に係る財務等に関する事務の執行状況並びに社会福祉法人 愛川町社会福祉協議会における、平成30年度から令和3年度の町社会福祉協議会運営費補助金に係る財務等に関する事務の執行について抽出により監査を実施した。

5 監査の手続

愛川町監査基準（令和2年愛川町監査委員告示第1号）及び令和3年度監査等年間計画による

6 監査の結果

民生部福祉支援課、社会福祉法人 愛川町社会福祉協議会

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項は、文書及び口頭により指導した。

7 意見

（1）民生部福祉支援課

「平成30年度社会福祉協議会運営事業補助金」は、平成30年度に実施した監査において既に、交付決定に至る事務処理を確認し、監査委員として意見を述べているところです。

この補助金の一連書類である実績報告書に添付の「社会福祉協議会職員人件費の精算計算書」の内容を確認したところ、人件費として充てる町からの補助金や委託料に比べ、実際の人件費が491,327円増額したこと、その増額分は繰越金等を充当し、補ったことは確認できるものの、人件費の増額要因は記載されておらず、不明となっていました。

担当課からの説明によると、年間の職員給与の昇給や時間外勤務の状況など、補助金交付決定の際には想定し得ない流動的な要因もあることから、その実態把握には苦慮しており、平成30年度のケースでは、口頭により協議

した結果、町社協側の理解が得られたことから、実績報告書に添付の書類に一文を記載させることで概算払い補助金を精算したとのことでした。

こうした、口頭による協議の在り方を否定するものではありませんが、このような場合には、平成23年2月8日付けにより、町社会福祉協議会と締結した「専任職員の人件費に関する覚書」第6条の規定に基づいて協議し、双方合意形成に至った場合には協議書を取り交わすなど、書面として残すことが肝要であったと考えます。

また、補助金交付団体への指導として、毎月の給与支給後に支払い報告などの提出を求めると、この補助金の適正さの担保につながり、団体の時間外手当の支給状況など、人件費の支払い実態の把握も容易となり、予算要求時においては有効に作用するものと考えますので是非、御検討ください。

(2) 社会福祉法人 愛川町社会福祉協議会

今回の監査にあたり提出された「財政援助団体監査説明書」を確認したところ、会員数は減少傾向を示し、これが要因となって会費収入についても緩やかな減少傾向を示しておりました。

これは全国的な課題であると認識しておりますが、今後も引き続き、粘り強く、町社会福祉協議会の会員制度の理念を多くの町民が正しく理解できるよう、様々な手段を講じられ周知に努めていただきたい。

次に、障がい児サロンについてであります。

町社会福祉協議会では、夏休み、春休み期間中、小中学生の障がい児を対象とした一時預かり、交流事業を実施され、介護負担の軽減と当事者同士の仲間づくりを促しております。

この事業は、令和2年度、令和3年度のコロナ禍にあっても国からの要請により、新型コロナウイルス感染症予防対策などの必要な対応を講じつつ、継続して実施していたとのことで、利用者には大変に好評を得ていたとのことでした。

こうした地域に根差し、当事者に寄り添った取り組みは、町社会福祉協議会ならではの事業であると考えておりますので今後も引き続き、工夫を重ねられ、事業の実施を願います。

次に、時間外勤務命令票などの事務処理についてであります。

町社会福祉協議会は、その職務柄、土日祝日の時間外勤務が多く、職員は振替や代休により対応されるなど、ご苦労されているようであります。

日々の「時間外勤務命令票」及び1か月分の命令票を集計した「時間外勤務集計明細書」を確認したところ、日々の命令票において1時間に満たない端数処理について正確さを欠くものが散見されました。

また、週休日・休日勤務命令票に事務局長の確認印のないものや、出勤簿照合印のないものなど、不適切な事務処理も散見されたことから常に適切な

事務処理を心がけられるよう要請します。

その他、軽微な誤りなどについては、事務局に伝達させるので、対応方、よろしく願いいたします。

終わりになりますが、コロナ禍の影響もあって、町の財政状況は大変に厳しい状況にあるようです。

町担当課はもとより、財政援助団体の社会福祉法人 愛川町社会福祉協議会においても、更なる事業見直しの徹底と自主財源確保に向けた努力をされ、簡素で効率的かつ合理的な運営に努められますようお願いいたします。